

裁判官にも「つぶやく自由」はある

裁判官の表現の自由の尊重を求める弁護士共同アピール

<http://www.asahi-net.or.jp/~bg6h-smd/okaguchiappeal.html>

- 1 私たち弁護士は、東京高等裁判所の裁判官が勤務時間外にツイッターで裁判例を紹介するツイート（つぶやき）を行ったことを理由として、裁判所内で同裁判官に対する懲戒処分手続（分限裁判）が進められていることを、心から憂慮しています。
- 2 今回、問題とされているツイートは、同裁判官が、自分が担当したのではない裁判の判決について「公園に放置されていた犬を保護し育てていたら、3カ月くらいたって、もとの飼い主が名乗り出てきて、『返してください』『え？ あなた？ この犬を捨てたんでしょ？ 3カ月も放置しておきながら...』『裁判の結果は...』とのツイートを行い、ニュース記事のリンクを貼り付けたというものです。

ツイートに記載された台詞は、あくまでも事例の概要の紹介に止まっており、関係者の名誉を毀損するなどの、裁判所に対する国民の信頼を損なう恐れがある内容ではありません。

- 3 ところが、東京高等裁判所長官は、このツイートが事件関係者の感情を傷付け、裁判官の「品位を辱める行状」（裁判所法第49条）にあたるとして、懲戒申立を行い、現在、最高裁判所で手続が行われています。2018年9月11日に審問期日が開催され、近々、決定が下される恐れがあります。

- 4 いうまでもなく、表現の自由は、民主主義を支える重要な基本的人権です。そして、裁判官も個人として表現の自由を有し、とりわけ、勤務時間外の表現行為については自由なのが原則です。もちろん、裁判官としての職責との関連で一定の制約が許されることもあります。裁判の公正に対する国民の信頼を損なわないため等の必要最小限の制約が許されるに過ぎません。

- 5 単なる裁判例の紹介に過ぎず、裁判所に対する国民の信頼を損なうような内容を含まない裁判官のツイートに対する、今回の懲戒申立では、明らかに、裁判官の表現の自由「つぶやく自由」に対する侵害にほかなりません。

国民の人権を守る「最後の砦」である司法においてかかる人権侵害が生じることは、本件だけの問題に止まらず、司法への国民の信頼を損ないかねない重大な事態です。

- 6 また、最高裁判所が、勤務時間外のツイートに対する表現の自由の制約を幅広く認めて懲戒を行うことの、社会的影響も心配です。

例えば、今後、従業員の私的なSNSやブログ等への書き込みが、些細な理由で雇用主から懲戒処分の対象とされるのではないかと不安が社会に広まるなどして、市民間のインターネットを通じた情報交流が萎縮する恐れがあります。

このような事態は、ツイッターなどのSNSを利用した市民同士の情報交流の発展にとって著しいマイナスです。

- 7 私たち弁護士は、基本的人権と社会正義の擁護を使命とする（弁護士法第1条）法律家として、裁判官個人の「つぶやく自由」を奪い、SNSを利用した市民同士の情報交流を通じた民主主義の発展を損なう今回の裁判官の懲戒処分手続に対して、強く抗議し、最高裁判所に対し、裁判官の表現の自由を尊重するよう求めます。

2018年10月1日

呼び掛け・賛同1000人まであと150人。
ぜひ御協力ください。

締切: 11月5日午前9時



弁護士共同アピール
ホームページ



アピール賛同登録
ウェブフォーム

裁判官にも「つぶやく自由」はある

裁判官の表現の自由の尊重を求める弁護士共同アピール

東京高等裁判所の岡口基一裁判官が投稿したツイートについて、最高裁で同裁判官に対する懲戒処分手続（分限裁判）が行われています。

私たちは、裁判官の表現の自由を侵害し、SNSを利用した市民同士の情報交流を通じた民主主義の発展を損なう今回の懲戒処分手続に強く抗議し、最高裁判所に表現の自由を尊重するよう求めるアピール（裏面を御参照ください。）を、社会に向けて発信し、最高裁に申し入れたいと考えています。

是非、御賛同と御協力をお願いいたします。

以下の御賛同、御協力をいただける方は、ウェブフォーム、FAXまたはメールで事務局（島田広弁護士（福井弁護士会））宛、御回答ください。

集計の都合上、できるだけ裏面のホームページ、ウェブフォームから御回答いただくと、大変助かります。

- 1 呼びかけ人（氏名公表）になる
- 2 賛同人（氏名公表あり）になる
- 3 賛同人（氏名公表なし）になる
- 4 御自分の単位会全員に、この呼びかけ文とアピールをFAXまたはメールで送付する

2018年10月1日

「裁判官の表現の自由の尊重を求める弁護士共同アピール」

呼び掛け人一同

.....

回 答 書 (FAX 0776-25-2366)

「裁判官の表現の自由の尊重を求める弁護士共同アピール」に賛同し、以下の協力をします。

- 1 呼びかけ人（氏名公表）になる
- 2 賛同人（氏名公表あり）になる
- 3 賛同人（氏名公表なし）になる
- 4 御自分の単位会全員に、この呼びかけ文とアピールをFAXまたはメールで送付する
単位会名（ ）

お名前

FAX

メール

（事務局 島田広（福井弁護士会） av3h-smd@asahi-net.or.jp）